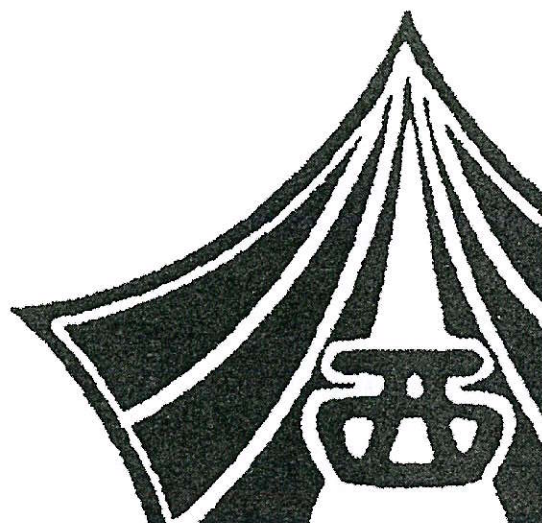


船橋市立行田西小学校

父母と教師の会

規約



令和5年4月 改定

規約改定が行われた際は改定後の規約を学校ホームページに掲載します

第1章 名称と事務所

- 第 1 条 本会は行田西小学校父母と教師の会（略称PTA）といい、この団体を次の所在地に置く。
千葉県船橋市行田3-4-1

第2章 目的

- 第 2 条 本会は父母と教師が協力して児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第 3 条 本会は父母と教師がともに研修し、良い父母、良い教師となるように努める。

第3章 方針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、営利的、宗教的、政党的団体およびその事業には、いかなる関係も持たない。
第 5 条 本会は、自立独立の団体であって、他のいかなる団体や機関の支配、統制、干渉も受けない。
第 6 条 本会は、学校の人事その他の管理に干渉しない。

第4章 活動

- 第 7 条 本会は、第2章の目的を達成するために、次の活動をする。
1. 家庭と学校との連絡提携及び生活指導の助成に関すること。
2. 学校設備の拡充と環境整備に関すること。
3. 会員相互の研修や親睦に関すること。
4. 児童の活動の助成に関すること。
5. その他教育の向上発展のために必要と認められること。

第5章 会員

- 第 8 条 本会の会員となることのできるものは次のとおりとする。
1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に勤務する職員。
第 9 条 本会の会員は会費を納めるものとする。
第 10 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6章 会計

- 第 11 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって当てる。
第 12 条 会費は1児童年額1,500円とする。
会計年度が開始する4月1日在校基準で徴収し、会計年度途中の転出・転入については返金・徴収しない。徴収は学級費と同様とする。
第 13 条 本会の会計は年度初の定期総会で議決された予算に基づいて行う。但し、年度の途中で予算を変更する必要が発生した場合は臨時総会決議により予算を変更することができる。
第 14 条 本会の決算は会計監査を経て定期総会に報告し、承認を得なければならない。
第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 本部役員及び会計監査の任務

- 第16条 本会の本部役員及び会計監査は次のとおりとする。
1. 本部役員
 - 会長 1名
 - 副会長 3名以上（内1名教頭）
 - 書記 2名以上
 - 会計 2名以上
 2. 会計監査
 - 会計監査 3名（内1名教職員）
- 第17条 本部役員及び会計監査の任期は次のとおりとする。
1. 本部役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
 2. 会計監査の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 3. 欠員を生じた時は、必要に応じて本部役員会にて選出、任期は前任の残任期間とする。
- 第18条 本部役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 書記は会長の指示に従って本会の庶務を行う。
 4. 会計は総会で決定した予算に基づいて会計の処理をする。
- 第19条 会計監査の任務は本会の会計について監査し、総会に報告する。

第8章 役員及び会計監査の選出

- 第20条 本部役員及び会計監査の選出は下記による。
1. 本部役員の選出
 - 会長 1名・・・本部役員会の推薦に基づき定期総会で選出する。
 - 副会長 3名以上・2名以上は、本部役員会の推薦に基づき定期総会で選出する。
1名は教頭とする。
 - 書記 2名以上・本部役員会の推薦に基づき定期総会で選出する。
 - 会計 2名以上・本部役員会の推薦に基づき定期総会で選出する。
 2. 会計監査の選出
 - 会計監査 3名・・・本部役員会の推薦に基づき定期総会で選出する。
1名は教職員とする。

第9章 組織及び運営

- 第21条 本会に次の会をおく。
1. 総会
 2. 本部役員会
- 第22条 総会は最高の議決機関で、定期総会と臨時総会がある。
1. 総会の議決は会員の過半数（委任状も含む）によって決定する。
 2. 定期総会は年度初に開催し、
前年度の決算報告・活動報告
本年度の本部役員選出・予算案・活動計画案・規約の変更・その他必要事項
について審議する。
 3. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の1/3以上から申し出があった時に会長が招集する。
 4. 定期総会・臨時総会は、対面または書面（含むWeb）形式とし、形式は本部役員会が決定する。
- 第23条 本部役員会の構成及び任務は次のとおりとする。
1. 会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
 2. 本部役員会は総会に次ぐ議決機関であり、会務を審議し執行する。
 - 1) 定期総会・臨時総会に提出する議案および形式の決定
 - 2) 決算書、活動報告書の作成・承認
 - 3) 次年度本部役員の選出
 - 4) 次年度予算・活動計画の作成

- 5) 予算変更案の作成
- 6) 規約改定案の作成
- 7) その他必要な事項

第24条 特別委員会は本部役員会の承認を得て設置することができる。

第25条 校長は本会と学校運営の調整のため、すべての会議に出席して意見を述べるができる。

第10章 会員の個人情報の取り扱いについて

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第11章 そ の 他

第27条 その他について次のとおりとする。

1. 学校職員が転退職、離任する際は記念品を贈呈する。
2. 六年生が卒業する際は記念品を贈呈する。
3. 新一年生が入学する際は記念品を贈呈する。

第28条 本規約に定めのない事項、疑義を生じた事項については、都度本部役員会で決定する。

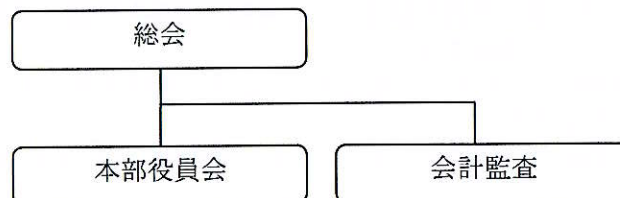
第12章 付 則

第29条 規約改正は総会の議決により成立と同時に効力を発する。

第30条 この規約は 昭和54年5月10日から実施する。

- 昭和62年5月15日一部改正
- 平成 元年2月25日一部改正
- 平成 3年4月27日一部改正
- 平成 6年4月23日一部改正
- 平成 9年4月24日一部改正
- 平成11年4月22日一部改正
- 平成14年4月24日一部改正
- 平成20年4月24日一部改正
- 平成26年10月5日一部改正
- 平成27年4月23日一部改正
- 平成28年4月25日一部改正
- 平成29年4月25日一部改正
- 令和 元年4月22日一部改正
- 令和 2年6月 2日一部改正
- 令和 4年4月26日一部改正

～組織図～



船橋市立行田西小学校 父母と教師の会 規約改定詳細

章 条		変更前	変更後	変更理由
7	16	<p>本会の本部役員及び会計監査は次のとおりとする。</p> <p>1. 本部役員 会長 1名 副会長 3名以上(内1名教頭) 書記 3名(内1名教職員) 会計 2名</p> <p>2. 会計監査 会計監査 2名</p>	<p>本会の本部役員及び会計監査は次のとおりとする。</p> <p>3. 本部役員 会長 1名 副会長 3名以上(内1名教頭) 書記 2名以上 会計 2名以上</p> <p>4. 会計監査 会計監査 3名(内1名教職員)</p>	<p>副会長にのみ設定されている以上という条件を 書記、会計にも適用、人数上限を気にせず、やり たい人がやりたいタイミングのできる規約に変 更 また、会計ガバナンス強化の観点から、教職員 を会計監査とする</p>
8	20	<p>本部役員及び会計監査の選出は下記による。</p> <p>1. 本部役員の選出 会長 1名…本部役員会の推薦に基づき定期総 会で選出する。 副会長 3名以上・2名以上は、本部役員会の推薦 に基づき定期総会で選出する。1名は教頭とする。 書記 3名…本部役員会の推薦に基づき定期総 会で選出する。1名は教職員とする 会計 2名…本部役員会の推薦に基づき定期総 会で選出する。 会計監査の選出 会計監査 2名…本部役員会の推薦に基づき定 期総会で選出する。</p>	<p>本部役員及び会計監査の選出は下記による。</p> <p>2. 本部役員の選出 会長 1名…本部役員会の推薦に基づき定期総会 で選出する。 副会長 3名以上・2名以上は、本部役員会の推薦に 基づき定期総会で選出する。1名は教頭とする。 書記 2名以上・本部役員会の推薦に基づき定期総 会で選出する。 会計 2名以上・本部役員会の推薦に基づき定期総 会で選出する。 会計監査の選出 会計監査 3名…本部役員会の推薦に基づき定期 総会で選出する。1名は教職員とする。</p>	<p>同上</p>

